

令和7年度幸手市道徳教育推進協議会議委員募集要項

幸手市教育委員会

幸手市では「子どもがいきいきと育ち、市民が学び、活躍できるまち」を教育の目標に掲げ、子どもたちの「豊かな心」を育むため、各学校で道徳教育の推進を図っています。平成29年度から、学校における道徳教育の成果を一層高めるため、規約に記載された団体の代表で構成する「幸手市道徳教育推進協議会議」を設置し、学校、家庭、地域が連携した取組を展開しています。

広く市民からの意見を反映させ、本市の道徳教育のさらなる質の向上を図るため、幸手市道徳教育推進協議会議委員を、下記のとおり募集します。

記

- 1 内 容 学校・家庭・地域社会との連携を図り、学校における道徳教育の一層の充実を図るとともに市民全体で取り組む気運を醸成するために、主に次の諸事業等を行う。
 - 道徳教育推進協議会議への出席（年4回）
 - 幸手市内小・中学校いずれかの視察による現地研修への参加
 - 啓発活動等への参加
 - その他、道徳教育の充実に関すること
- 2 募集人員 2名以内（令和7年度の1か年の委嘱）
- 3 応募資格 次の（1）～（3）を満たす方
 - （1）学校教育に理解があり、広く知識や経験を有する方
 - （2）市の公職に就いていない方
 - （3）原則として満20歳以上で市内在住の方
- 4 募集期間 令和7年5月23日（金）～6月23日（月）
（持参する場合は8時30分～17時15分とし、土・日・祝日は除く）
- 5 応募方法 申込書（教育部学校教育課に用意してあるもの又は、市ホームページからダウンロードしたもの）に必要事項を記入の上、幸手市教育委員会教育部学校教育課に、直接持参か郵送にて提出する。
 - ・住 所 幸手市東4-6-8 幸手市役所第二庁舎2階
 - ・メールアドレス gakko@city.satte.lg.jp
- 6 選 考 書類審査による選考とする。
- 7 審 査 員 教育部学校教育課
- 8 結果通知 応募者全員に郵送により通知する。
- 9 備 考 （1）任期は令和7年7月から令和8年3月末日までとする。
（2）会議場所は、幸手市教育委員会が指定する市内各所とする。
（3）審査方法や結果等について一切の質疑は不問とする。